

しょうがい者を対象とした福祉医療費助成制度の所得制限の見直しについて

しょうがい者の福祉医療費助成制度にかかる所得制限の概要

わが国では国民皆保険制度のもと、定められた自己負担金を支払うことで、誰もが適切な医療を受ける権利を持っている。その中でも特に医療を受ける機会が多く、また経済的に負担が重いと考えられるケースにおいて、安心して受診できる福祉施策として、自己負担金を助成する「福祉医療費助成制度」がある。

乳幼児を除く各制度においては、所得による受給資格の制限があり、事業を主導する滋賀県では、一部負担金の導入や保険制度の改正等に応じて対象となる方を拡充するなど対応してきたが、所得制限については、「老齢福祉年金」の所得制限を採用しているため、滋賀県の所得制限は全国でも厳しい内容になっている。

長浜市の現状と課題

しょうがい者の社会進出が進み、社会で活躍されているしょうがい者の方も多くなっているなか、さらに社会進出の機会を増やせる対策が求められている。

現在、採用している所得制限の準用基準は「老齢福祉年金」であるが、今では全国で数名の受給者のみであり、準用する基準の見直しの検討が必要である。

長浜市では、全国で約半数の都道府県が採用している「特別障害者手当」や「障害児福祉手当」の所得制限基準への拡充を協議している。

滋賀県においては、この所得制限の見直しについて、令和 6 年度を目途に検討されていることから、いままでの県と市町の協議内容を踏まえて、滋賀県全体で格差のない制度見直しが図れるよう、協議していただきたい。

※本人所得制限額（扶養者なし） 老齢福祉年金 1,695,000 円
特別障害者手当 3,604,000 円

【長浜市状況】

■重度心身しょうがい者助成内容（身障手帳 1.2 級・療育手帳重度）※R3

対象者	助成額
1938 人	214,663,028 円

※市全体の重度心身しょうがい者：2,214 人（R4.3 現在）

■精神しょうがい者助成内容 ※R3

対象者	助成額
574 人	33,472,848 円

現行の所得制限額と改正案

【現行】
老齢福祉年金

本人所得制限表

	0人					
0人	1,695,000	1人	老人控除対象配偶者、老人扶養親族の数			
1人	2,075,000	2,175,000	2人			
2人	2,455,000	2,555,000	2,655,000	3人		
3人	2,835,000	2,935,000	3,035,000	3,135,000	4人	
4人	3,215,000	3,315,000	3,415,000	3,515,000	3,615,000	5人
5人	3,595,000	3,695,000	3,795,000	3,895,000	3,995,000	4,095,000

配偶者・扶養義務者所得制限表

	0人					
0人	6,387,000	1人	老人控除対象配偶者、老人扶養親族の数			
1人	6,636,000	6,636,000	2人			
2人	6,849,000	6,909,000	6,909,000	3人		
3人	7,062,000	7,122,000	7,182,000	7,182,000	4人	
4人	7,275,000	7,335,000	7,395,000	7,455,000	7,455,000	5人
5人	7,488,000	7,548,000	7,608,000	7,668,000	7,728,000	7,728,000



【改正案】
特別障害者手当

所得制限表

扶養親族等の数	本人所得額※1	配偶者及び扶養義務者所得額※1
0	3,604,000	6,287,000
1	3,984,000	6,536,000
2	4,364,000	6,749,000
3	4,744,000	6,962,000
4	5,124,000	7,175,000
5	5,504,000	7,388,000

※1 所得額は、給与所得または公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額